

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、うきは市内において安全で安定した生活用水の確保を図るため、井戸を掘り替える必要がある者に対し、予算の範囲内においてうきは市井戸掘り替え工事に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、うきは市内に居住し、現に安全で安定した生活用水の確保が困難であり、当該問題解決のため井戸を掘り替える必要がある者であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 他人の土地に井戸を整備する場合において、当該土地所有者の承諾が得られない者
- (2) 市税を滞納している者（市外から転入しようとする者にあつては、現に居住する市区町村の市区町村税を滞納している者）
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者（同一世帯に限る。）
- (4) うきは市暴力団排除条例に定める暴力団員、暴力団、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象施設)

第3条 補助対象となる施設は、主たる自己の居住の用に供する住宅とする。ただし、次の施設は除く。

- (1) 別荘などの一時的な居住の用に供するもの
- (2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住宅併用にあつては居住用とみなす。）
- (3) 賃貸住宅

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、井戸の掘り替えに係るボーリング工事費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象者の区分	補助金の額
(1) 井戸の掘り替えを行う補助対象者のうち、いずれかのものが住民税の所得割が課税されている場合（住民税の課税状況は申請があった月の属する年度（申請があった月が4月から6月までの場合にあつては前年度）の課税状況とする。）	補助経費のうち、2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。
(2) 井戸の掘り替えを行う補助対象者の世帯員に住民税の所得割が課税されていない	補助経費のうち、3分の2以内の額とし、40万円を限度とする。

<p>場合（住民税の課税状況は、申請があった月の属する年度（申請があった月が4月から6月までの場合にあっては前年度）の課税状況とする。）及び、補助対象者が生活保護法における生活扶助を受給している場合。</p>	
--	--

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、工事に着手する前に市長に提出しなければならない。ただし、令和8年4月1日以降に遡及して申請するものを除く。

（1）工事予定場所の位置図

（2）施工図面（平面図）

（3）工事費の内訳が明記されている見積書の写し

（4）市税に滞納がないことを証する書類

（5）土地使用承諾書（様式任意）（共同利用の場合又は他人の土地に井戸を掘り替える場合）

（6）代表者選任届（様式任意）（共同利用の場合）

（7）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その書類等を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに交付の決定をし、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金を交付しないと決定したときは、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後、工事に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者はやむを得ない理由があるときは、市長の承認を得て前条の規定による通知を受ける前に工事に着手することができる。ただし、交付決定については、前条の規定によるものとする。

（計画の変更等の承認）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請の内容を変更し、又は中止する場合は、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金計画変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）工事請負契約書の写し
- （2）領収書等の写し
- （3）工事写真（着工前・工事中・完成）
- （4）竣工図面（平面図）
- （5）柱状図
- （6）水質検査結果の写し（別表に掲げる検査項目）
- （7）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長にうきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（調査又は報告）

第13条 市長は、補助事業者に対し、補助事業を適正に執行するため必要な調査又は報告を求めることができる。

（補助金交付の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- （2）補助金交付の条件に違反したとき。
- （3）補助金を他の用途に使用したとき。

(4) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(施設の維持管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により整備した井戸について、衛生の確保のため適正に管理するとともに、定期的な水質検査を行うよう努めなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

検査項目	一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・有機物 (TOC)・鉄・硬度・塩化物イオン・pH 値・味・臭気・色度・濁度・亜硝酸態窒素
------	---

うきは市長 様

〒

住 所

氏 名

電 話

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付申請書

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---------------|------|---|-------------|
| 1 工 事 の 場 所 | うきは市 | 町 | (行政区:) |
| 2 工 事 概 要 | | | |
| 3 着 手 予 定 日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 完 了 予 定 日 | 年 | 月 | 日 |
| 5 予 定 施 工 業 者 | | | |
| 6 工 事 費 | | | 円 |
| 7 補助金交付申請額 | | | 円 (千円未満切捨て) |

添付書類

- (1) 工事予定場所の位置図
- (2) 施工図面 (平面図)
- (3) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
- (4) 市税に滞納がないことを証する書類
- (5) 土地使用承諾書 (様式任意) (共同利用の場合又は他人の土地に井戸を掘り替る場合)
- (6) 代表者選任届 (様式任意) (共同利用の場合)
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

※ ① この書類により申請をされても自動的に補助金が交付される訳ではありません。

② 交付決定通知後に着手していただくことになります。

【同意欄】

本申請にあたり、申請者及び世帯員について市税等の課税状況等の照会がされることに同意します。

第 号
年 月 日

様

うきは市長

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったうきは市井戸掘り替え工事に対する補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付額 円（予定。実績報告後に確定します。）

事業費の2分の1以内(限度額 300,000円)

注意事項

- ①掘り替え工事に関して変更する場合や中止する場合は直ちにお知らせください。
- ②補助事業者は、事業を完了した日から起算して30日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第6号により実績を報告してください。

実績報告時必要書類

- ①工事請負契約書の写し
- ②支払関係書類（領収書等の写し）
- ③工事写真（着工前・工事中・完成）
- ④竣工図面（平面図）
- ⑤柱状図
- ⑥水質検査結果の写し（別表に掲げる検査項目）
- ⑦前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

うきは市長

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったうきは市井戸掘り替え工事に対する補助金について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

1. 不交付理由

年 月 日

うきは市長 様

〒

住 所

氏 名

電 話

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けましたうきは市井戸掘り替え工事に対する補助金について、申請事項を変更したいので、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり事業計画の変更を申請します。

記

- 1 変更の種類 変更 中止
- 2 変更の内容
- 3 変更理由
- 4 添付書類

第 号
年 月 日

様

うきは市長

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金計画変更・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったうきは市井戸掘り替え工事に対する補助金計画変更承認について、下記のとおり決定しましたので、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 承認の可否 承認します 承認しません
- 2 決定理由

年 月 日

うきは市長 様

〒

住 所

氏 名

電 話

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けましたうきは市井戸掘り替え工事に対する補助金について、事業が完了したので、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

記

補助金交付額 円

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 支払関係書類（領収書等の写し）
- (3) 工事写真（着工前・工事中・完成）
- (4) 竣工図面（平面図）
- (5) 柱状図
- (6) 水質検査結果の写し（別表に掲げる検査項目）
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

うきは市長

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったうきは市井戸掘り替え工事に対する補助金について、下記のとおり交付することに確定しましたので、うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付額 円
- 2 交付決定の請求

うきは市井戸掘り替え工事に対する補助金交付請求書(様式第8号)を速やかに提出してください。

